

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成30年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置について、その対象となる低未利用土地の細目を定める。
- (2) 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産等の細目を定める。
- (3) 地方消費税の清算基準について、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているものや非課税取引に該当するものを除外する。

3 施行期日

原則として平成30年4月1日から施行する。